

一般社団法人 高齢者住宅協会 会員入会等手続規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人高齢者住宅協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第6条、第8条に関する本協会への入会及び退会等に関し必要な手続き事項を定める。

(入会申込等)

第2条 本協会への入会は、次の各号に定めるところによる。

- 一 1号会員 1号会員として入会しようとする者は、別紙1又は2の入会申込書を会長に提出しなければならない
 - 二 2号会員 2号会員として入会しようとする者は、別に定める細則による入会申込書を会長に提出しなければならない
 - 三 3号会員 3号会員として入会しようとする者は、別紙3又は4の入会申込書を会長に提出しなければならない
- 2 1号会員に入会しようとする者が地方公共団体等の公的な団体以外の団体であるときは、次に掲げる書類を入会申込書に添付しなければならない。
- 一 定款、寄附行為又は規約その他これに類するもの
 - 二 団体の組織、事業概要が分かる書類
 - 三 役員一覧
 - 四 その他会長が特に必要と認めた資料等

(入会承認)

第3条 入会申込書を提出した者は、会長が別に定めるところにより、承認された日をもって会員となる。

- 2 会長は、前項の規定により入会を承認された者に対して、別に定める入会通知書を送付するものとする。

(入会申込書の記載事項の変更)

第4条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、会長に変更届を提出しなければならない。

(退会)

第5条 本協会を退会しようとする会員は、別紙5、別紙6又は別紙7の退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 退会した会員の既納の会費は、返還しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月24日から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、設立時社員には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月27日から施行する。

- 2 この規程の施行前に、社員又は情報会友として入社等の承認を受けた者については、第3条で定める入会承認があったものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月20日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、一般社団法人高齢者住宅推進機構の正会員又は情報会員として入会承認を受けた者については、高齢者住宅協会を高齢者住宅推進機構、1号会員を正会員、3号会員を情報会員と読み替える。